

議長（堀内春美）

通告 8 番 7 番 望月眞君の一般質問を行います。

7 番 望月眞君。

○ 5 番議員（望月眞君）

7 番議員 望月眞です。通告に沿って一般質問を行います。はじめに文化財の保護と継承支援について、質問をいたします。最初の質問です。昨年 6 月に国の文化財保護法の一部が改正され、民俗芸能等無形文化財の登録制度が新設されました。無形文化財として継承芸能だけでなく地域のお祭りや郷土料理なども対象となりました。民俗芸能等は、過疎化や少子高齢化に伴う担い手の減少や、デジタル化の急進化等の生活様式の変化により、存続や継承が危うくなっている実態が多くなっています。無形文化の登録制度は、地域に根付いてきた無形文化の価値を再認識し、幅広く保護をしていくことを目的としています。国は登録無形文化財制度化により、保存、公開に関する指導助言やそれらに要する経費の補助や保存活用計画認定等についての規定をしています。地方公共団体の文化財の登録制度についても新たに定めています。継承芸能等無形文化の登録制度化に伴う町の対応について伺います。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただ今の質問にお答えします。文化財保護の制度としては、強い規制と手厚い保護を特長とする指定制度と、国独自の制度として、有形文化財などで緩やかな規制と保護を特長とする登録制度が運用されて参りました。昨年 6 月の改正では、有形文化財だけでなく無形文化財にも拡充され、国では、重要無形文化財に指定されていない無形文化財のうち、保存及び活用が特に必要とされるものを登録原簿に登録できることとなりました。地方公共団体におきましても、条例で文化財の登録制度を定めれば、国と同様に、地方公共団体の文化財に関する登録原簿に登録することができ、登録された文化財は、国の文化財登録原簿への登録を提案できることとなりました。現在、本町では 5 つの無形文化財が指定されておりますが、今後、無形文化財として保存及び活用が特に必要とされる案件が発掘された場合、文化財保護審議会と協議しながら、登録制度への対応を考えて参ります。以上でございます。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○ 5 番議員（望月眞君）

再質問です。文化財保護法の一部の改定に伴い、地方自治体の文化財保護条例の一部改正が、私は必要だろうというふうに思っていますが、現実的には文

化財に対する意識の温度差もだいぶあるということもあり、県及び県内の市町村の一部改正の動きはありません。全国的にも条例改正に取り組んだ自治体は少ないと把握しています。もし、本町内で伝統芸能やお祭り等で登録文化財化を希望する個人または地域が出た場合には、登録制度の条例制定について検討するというふうに捉えて良いか伺います。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今後、登録文化財を希望される文化財が出てきた場合でございますが、文化財保護審議会と協議をしながら、登録制度への対応を考えて参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

それでは、（２）の質問に入ります。私は令和２年度９月議会で民独資料館、太鼓堂の整備について一般質問した際に、雨漏りや、窓枠、漆喰壁の損傷を指摘し修繕の必要性について提言してきた経過があります。教育委員会でもそのことについては認識していました。本年度の予算で、民俗資料館旧菴米学校屋根の応急修繕工事費が計上されました。旧菴米学校は県の指定文化財でもあるので県の文化財担当とも協議して、さらに抜本的な修繕を行ってほしいです。２番目の具体的な質問ですが、現在、富士川町には、国、県町の有形、無形、記念合わせて、５４件の指定文化財がありますが、現存している指定文化財の現状についての教育委員会での把握状況を伺います。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町では有形文化財３９件、無形文化財５件、記念物などを含めたその他の文化財１０件が指定文化財として指定されてございます。これらの指定文化財のうち、有形文化財につきましては、毀損状況の把握の意味を含め、調査時から３年後までの修繕計画の提出を、無形文化財につきましては活動状況の提出を、毎年度求めているところでございます。また、文化財防火デーに合わせ、指定文化財の防火設備調査を行うなど、文化財の適切な保護と保存のため、文化財の状況把握に努めております。以上でございます。

○議長（堀内春美）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩をします。

休憩 午後 3時59分

---

再開 午後 4時 8分

○議長（堀内春美）

休憩を解いて、再開します。

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。教育委員会でも文化財の把握に努めているということだと思いますが、私は、この機会に町内の指定文化財巡りをしてみましたが、気が付いたことは、案内板や説明板の不備が多くあることでした。説明板そのものがなかったり、消えてしまったりして判読できないものがありました。また、旧町の名称のままの物もありました。令和4年度当初予算に、文化財保護費に町指定文化財案内看板等の修繕費として3万円が計上されています。しっかり予算化を計上して何年か計画的に、あるいは一気に改修することが良いと思います。できるだけ早く改修したほうが良いと思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。文化財の看板につきましては、経年劣化により見えづらくなっているものもあります。これまでも、所有者の意向を聞きながら、歴代五輪塔群、十谷七面堂の看板を修繕して参りました。今後文化財所有者の意向を聞きながらではございますが、予算の範囲内で、計画的に修繕を行って参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。富士川町文化財保護条例第19条には、文化財審議委員会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査研究にあたり、その保存指導及び活用について審議し、かつこれらに関する専門的または技術的事項に関し必要と認める事項を建議するとありますが、文化財審議委員会による文化財の調査研究の機会があるのか伺います。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。文化財保護審議委員会は、教育委員会の諮問に応じて、調査研究にあたりますが、毎年度、会議を開催いたしまし

て、町内の指定文化財に関する情報の共有などを行っているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。

国の文化財保護法改正では、改正の要点として、市町村による文化財保存活用地域計画の法定化、文化財ごとの保存活用計画の法定化を掲げています。令和3年度第3回定例会における、秋山仁議員の文化財保存活用地域計画の促進についての一般質問に対して、本町には、文化財保存活用地域計画の対象となるような重要な文化財件数が少ないため、文化財保存活用地域計画は作成しないで、本町の規模に応じた文化財の散逸防止、活用、保存に努めていく、と回答しています。文化財の保存活用計画とまではいかないにしても、文化財審議委員会の調査研究や所有者の聞き取り等を基にして、現状や課題を把握する文化財チェックリストを作成しておくと思いしますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の指定文化財は、国、県合わせて54件あります。54件ということで多くない状況でございます。毎年度報告していただいております修繕計画や活動報告で状況が把握できますことや、チェックリストを策定するにあたりまして、所有者の負担が大きいということもございますので、文化財のチェックリストの策定は考えておりません。以上でございます。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

考えていませんと、明確な答弁をいただきました。そんなことも、頭にぜひ入れて欲しいなというふうに思います。私は、担当者が代わっても、町の指定文化財の現状把握をしっかりできるように文化財チェックリストを作成すること、これが望ましいと思いますが、次の質問に移ります。現在、本町には、菴米の銭太鼓、仙洞田の唄題目、鰯沢囃子、消防団梯子乗り、十谷三番叟と五つの指定無形文化財がありますが、無形文化財の保護継承活動の支援の現状について伺います。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、富士川町 文化財保護条例に基づき、町内に所在する国県及び、町指定文化財を保存し、かつ、修復及び伝承活動を図り、町民の文化向上に資するため、文化財の保護事業に要する経費に対して、補助金を交付するものとしてございます。その交付に関しましては、富士川町文化財保護事業補助金交付要綱に定められておりまして、有形無形に関わらず、指定文化財の保護、継承活動の支援につきまして、本要綱に基づき支援を行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5 番議員（望月眞君）

再質問です。富士川町文化財保護事業補助金交付要綱に基づいて、保護継承活動の支援を行っているとの回答でしたが、無形文化財の支援継承に関わる、昨年度の実績、それがわかっていたらお願いします。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。昨年度は、コロナ禍ということもございまして、活動していたのが1団体、鰍沢囃子さんのみになります。鰍沢囃子に活動の補助金を交付したところでございます。以上です。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5 番議員（望月眞君）

コロナの状況等において、継承活動が継続できなかったから、昨年度は鰍沢囃子1件だと、いう感じだったと思いますが、菴米の銭太鼓については、保存会により継承活動が引き継がれています。鰍沢囃子についても保存会により継承活動が行われています。また、鰍沢中学校の教育活動に位置付けられ、鰍沢中学生在継承活動の担い手になっています。消防団の梯子乗りについては、合併前までは、鰍沢町消防団第1分団、現富士川町消防団第7分団が中心となり、継承してきましたが、現在は富士川町消防団梯子乗りとなり、富士川町消防団員全員により継承活動が行われています。梯子作成費、梯子乗り衣装購入費等は、町の支援を得ています。一方で、文化財継承団体には、支援金が打ち切られています。梯子乗りは危険を伴うので、梯子乗りのための追加保険に加入しているとのこと。この加入費は、梯子乗りの会計から捻出しているということですが、追加の保険料についても町で支援することができないか伺います。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。消防団梯子乗りは、無形文化財として指定されておりますが、町が設置者でございます富士川町消防団が、保護継承活動をしているところでございます。消防団の活動につきましては、活動に対する出動手当が支給されておりますほか、公務災害補償制度の共済掛金など、町から既に支援がされてございます。このため、文化財保護事業の補助金交付要綱に基づきまして、重ねて支援をすることはできないと考えてございます。以上です。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

追加保険料についても、町の支出と検討してもらいたいな、そんなふうに思います。再質問です。仙洞田の歌題目は、現在、継承活動が途絶えています。歌題目の用具や衣装等は、仙洞田の年配女性が保存しています。歌題目の継承に熱心であったお姑さんから引き継いでいるとのこと。歌題目の所有者、管理者は、高下区から穂積区に移行しています。先日、地域関係者と歌題目の継承について話し合いましたが、地域の文化財として継承活動の再興を、再開を望んでいます。仙洞田で継承ができる高齢者が2人います。継承再現の最後のチャンスになるかもしれません。教育委員会あるいは教育文化財審議会も地域と連携して歌題目の継承再現に取り組んだら良いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。仙洞田歌題目は、穂積地域の伝統芸能であります。地域において継承していただく文化財であると考えてございます。町といたしましては、従来どおり、文化財保護継承活動に対しまして、地域や文化財管理者の意向を確認しながら、すべての文化財管理者に公平な支援を今後も務めて参りたいと考えてございます。以上です。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問です。先般いただきました第二次富士川町教育振興計画、この地域の伝統芸能を身近に感じ、優れた文化芸術に触れる機会の充実ということがありますが、この取り組み施策のなかに、文化財保護活用と伝統芸能の継承という

のがあります。文化財の新規発掘および保護活用のための維持管理の推進、地域の伝統文化の継承と継承のための保護団体への助成支援の充実、老朽化する指定文化財の修復や保存の推進および支援、地域文化や歴史の保存と継承のため指導育成の推進とこういうのを謳っています。やはり、もう少し教育委員会も地域にまかせるだけでなく連携して積極的に保存継承していく必要があると、私は思っています。私は令和3年第3回定例会において、増穂小学校のコミュニティスクールとしての取り組みについて質問し、仙洞田の歌題目の継承活動を学校教育のひとつに位置付け、特色ある活動として地域住民と一体化して推進することを提示しました。歌題目は、宗教的な要素もありますが、保護者や地域住民が地域に伝わる民俗芸能と理解すれば、学校の教育活動としても取り組むことが可能だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。増穂南小学校では、地域に根ざした教育の推進を指導重点に掲げ、地域とともにある学校づくりを一層推進するため、コミュニティスクールを組織しました。これにより、保護者や地域住民の願いを学校運営や教育活動に反映させるため、学校運営協議会で話し合いを重ね、地域に出向いて地元の人を講師とした体験学習などを行って参りました。仙洞田歌題目につきましては、学校運営協議会で検討して頂くなかで、学校が教育課程に位置付けることとするのであれば、問題ないと教育委員会では考えてございます。以上です。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

さっきも言ったように地域に丸投げするんでなくて、やはり、教育委員会も指導、助言をぜひして、再興ができるようにしていただきたい、そんなふうに思います。再質問をお願いします。十谷三番叟は江戸時代の享保年間、八代將軍、徳川吉宗の時代ですね、西暦1716年以前から継承されてきたと言われています。地域および家内安全と魔除けや五穀豊穰を願い、須賀天神社例祭で奉納されていました。昭和47年第14回関東ブロックの民族芸能大会に山梨県代表として出演し、優秀賞を得たこともある三番叟ですが、平成2年に奉納されて以来、継承が途切れています。十谷地域の過疎化の進行に伴い、現代は担い手もなく継承活動の継続は不可能です。三番叟に使用されたお面や衣装、お囃子用具等は十谷組に保存されています。先日、山梨県博物館に資料等持参し、民俗担当の丸尾学芸員からレクチャーを受けましたが、文化的、歴史的、

民俗学的にも価値の高い資料でもあり、継承が無理なら町が支援して保存継承していくことを強く望まれます、と話されていました。笛吹市の岡の式三番叟、甲府市、これは金桜神社に奉納されている黒平の三番叟と匹敵するくらい価値があるものだというお話をうけました。高齢化が進む地域だけでなく、地域だけで保存していくことは無理があり、劣化や損失の危惧があります。町として保存の支援に取り組む必要があると思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。十谷三番叟の文化財管理者は五開区十谷組でありますので、十谷組において、保護継承活動を行っていただく、ということでございます。保護継承活動につきましては、今後も文化財保護事業補助金交付要綱に基づきまして、活動補助として支援して参りたいと考えてございます。以上です。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

こういう状況のなかで、温かみのある町の支援を必要とするので、ここで私は訴えている訳ですが、十谷地区は過疎化に伴い、住民が著しく減少し、高齢化が進んでいます。そういうなかで、補助金をもっと交付し、陳列棚や衣装ケースを設置して、しっかり保存できるようにしていただきたいと思います。十谷組と相談して、公民館やつくたべ館等に案内板、説明版を設置して、十谷三番叟資料館として整備すれば、大柳川溪谷の観光誘致にも繋がるとは思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。十谷三番叟は、十谷地域の伝統芸能でございますので、地域において継承していただく文化財でございます。町といたしましては、従来どおり、文化財保護継承活動に対しまして、地域や文化財管理者の意向を確認をいたしながら、公平な支援を今後も努めて参りたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

同じような回答になったと思いますが、たとえば、地域コミュニティ助成金



の申請等を国に働きかけたりして、教育委員会や文化財審議会のさらなる支援がいただけたらと、そんなふうに思います。(4)の質問になります。文化財の保存継承は、富士川町の歴史と文化を未来に繋ぐ、今を生きている私たちの責任でもあります。国の登録文化財である、小原屋商店の塩蔵等も含めて指定文化財等を恒久的に保存継承して未来に繋げていくことが望まれます。文化財のさらなる保存や継承活動、支援方途の考えについて伺います。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、町では、舟運資料を中心とした富士川舟運歴史館と、望月百合子氏などの本町にゆかりのある人物を紹介する富士川近代人物館を交流センター 塩の華に整備し、新たに歴史文化館として、本町の歴史と文化の情報拠点となる施設の整備を進めております。この歴史文化館を中心に、登録有形文化財として登録されております小原屋原田商店の塩蔵や、他の指定文化財などの歴史資産を町づくりに活かすとともに、文化財所有者や管理者に対し、文化財を適切に保存するための指導と、支援に努めて参りたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ぜひ、継続してお願いしたいと思いますが、もっと具体的な話になってしまっていますが、文化財保護のさらなる継承のためには、資金の、財源の確保がどうしても必要になります。町の予算化には限度があると思います。資金確保の手段として、ふるさと納税やクラウドファンディング等の手立てを検討できないか伺います。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。文化財保護行政におけます財源確保策の一つとして、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用などを研究するとともに、確保した資金の活用方法についても、今後、研究して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。文化財の保存の恒久的全国的課題でもあり、さまざま

まな取り組みが行われております。ふるさと納税による寄付金の徴収、企業支援、企業版ふるさと納税の要請、サポーター制度の導入、クラウドファンディングの立ち上げ等の取り組み例があります。300万予定していて360万集まった自治体もあります。本町においても例えば、富士川舟運、鰯沢町の繁栄をもう一度プロジェクトを立ち上げ、大法師祭りに合わせて、山車の運行と鰯沢囃子、消防団梯子乗りの披露、小原屋商店の塩蔵等の公開をメインにクラウドファンディングを募る、得た資金で山車の運行や文化財の保護や継承活動にあててくようにすれば良いと思います。町の活性化や観光誘致にも繋げていけるとと思います。教育委員会、産業振興課、商工会、地域の保存会等と連携して、クラウドファンディングの実施を具体的に検討したら良いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。さきほども、ふるさと納税とクラウドファンディングということでお答えをさせていただきましたが、文化財保護行政における財源確保策のひとつとして、ふるさと納税制度、クラウドファンディングの活用などを研究しながら、活用に努めていきたい考えでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

具体的にぜひ取り組むように、私たちも努力して参りたいと思います。再質問です。文化財を恒久的に保存していくもうひとつ大事なことは、多くの人たちに文化財について知り、理解してもらうことだと思います。私は令和2年第3回定例会の一般質問で富士川町文化財資料マップの作製について提示した経過があります。その後、教育委員会と産業振興課で連携して、富士川町文化財巡りマップを作製していただきました。道の駅ふじかわを起点終点にし、富士川舟運ルートなど3つの散策ルートが提示されており、特定文化財についてはQRコードで検索することができる優れたマップです。しかし、認知度が低いのが残念です。このマップを活用して町内外に発信して、文化財巡りの日帰りツアー等を企画したら良いと思います。まちの活性化や観光誘致にも繋げることができると思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。文化財マップを活用しまして、文化財と観光名所を合わせたツアーなど、産業振興課と連携を図りながら、観光誘致策を検討して参りたいと考えてございます。以上です。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ぜひ進めていただきたいと思います。これから将来を担っていく子供たちが郷土のことを知る機会にもなると思いますので、ぜひ、進めていただきたいと思います。再質問です。郷土資料施設、歴史文化館塩の華がオープンしたら富士川町文化財特設展も企画したら良いと思います。文化財の展示に合わせて、無形文化財である継承芸能を披露してもらえれば、町内外の人の関心を高める機会になると思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

生涯学習課長 井上誠君。

○生涯学習課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。歴史文化館には、企画展など多用途に使用できます企画展示室を整備する予定でございます。企画展示室では、様々な企画展を計画する中で、文化財の展示、継承芸能の活動状況や衣装の展示など、検討して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ぜひ前に進めていただきたいと思います。この第1問の最後の再質問になりますが、改正文化財保護法では、文化行政の組長部局、町長ですね、ここの町でいえば、町長部局への移管を提示しています。町の責任で文化財の保護継承に当たりなさいと、いうことを提示していることになります。また、文化財を観光資源として観光客の誘致行い地域の活性化に繋げ施策に活かすようにという意図もあるようです。文化庁が京都に移転した際に、岸田総理は文化財を有効活用してインバウンドを増やしていきたいというようなことも言っていました。文化財の保護継承について町長の所感を伺いたいと思います。

○議長（堀内春美）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まさに町の文化財というもの、これは本当に長い歴史で、先人の方々が培ってきた町の宝だと思っております。町

内至る所にこの宝、原石がたくさんあります。これを磨いてしっかりと後世につないでいく、そして先ほど質問があったとおり、国がこの方針を打ち出しております、その文化財を使って地域を活性化させるようにと、インバウンドも見据えてということでございます。まさに追い風が吹いているという状況でございます。町としても積極的に先人から残していただいた宝を、それを磨いて、そして発信させていきたいと考えているところでございます。議員はじめ、皆さんのアイデア、それを具現化していくため、さまざまな努力を続けていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ぜひ、お願いしたいと思います。鰺沢の横向き七面堂を訪れた際、93歳という高齢女性が、一人で神社に通じる石段の掃除をしていました。本当に頭の下がる思いでした。その方が昔は明神町の保存会で定期的に掃除等のお守り活動をしていました。現代は高齢者ばかり4名になってしまいました。地域の守り神様なので大切にしていきたいです。山門の屋根も崩れかけています。私たちではどうしようもないので、町で支援してほしいです。と話されてきました。個人や地域で文化財を保存継承していくことはますます困難になると思います。町として文化財の保護継承に力を入れていただきたいとお願いして通告2に移ります。通告2、身延町営バス、身延鰺沢線の運行要請についてです。

（1）の質問です。身延町営バス、身延延鰺沢線は現在、主に身延駅と富士川病院間を8便が運行しています。現在、鰺沢営業所と西嶋間には停留所が設置されていません。中部地区の鬼島や鹿島箱原付近に停留所が設置されれば、中部五開地区の住民にとって交通手段の利便性が増すと思われます。身延町営バス、身延鰺沢線の鰺沢営業所と西嶋間の中部地区に停留所設置を要請できないか伺います。

○議長（堀内春美）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまの質問にお答えいたします。身延町営バス、身延鰺沢線は、山梨交通の路線廃止に伴い、代替バスとして身延町が運行をしているものであります。当該路線は、富士川町内にも、鉄道や路線バスの接続や、医療機関への交通手段として、鰺沢口駅、鰺沢営業所、峡南病院前、富士川病院と、4か所の停留所が設置されております。中部地区では、現在、定時定路線の乗り合いバスや、区域運行のデマンド交通が運行されておりますが、身延町営バスの停留所が設置できれば、更に4往復の交通手段が確保でき、地域住民の利便性の向上につ

ながるものと考えております。こうしたことから、町としましては、中部地区への、身延町営バスの停留所について、設置の可否や条件などを、身延町と協議して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。私は、地域住民からの要請を受け、昨年度末から停留所の設置が可能かどうか調査し、身延町長や身延町役場担当者に停留所設置のお願いをしてきた経過があります。現在、身延町側では前向きに検討してくれています。停留所設置の場合には、両町の合意と設置負担等の検討が必要になるとは思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。停留所設置につきましては、身延町との協議の中で、両町の合意を含め、どのような手続きが必要となるかや、設置の費用負担を含めた諸課題について、検討することになると考えております。以上であります。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

恐らく身延町側の協議が必要になってきて、その承認を得なければならないと思いますが、停留所の設置ができるとすると、バスの停留所の設置だけではなく、バスの案内や車内放送も変更することになると思います。設置にかかる経費は本町で負担することになると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまのご質問にお答えいたします。停留所を設置する場合に必要な変更や、その費用負担につきましても、身延町との協議の中で、検討することになるかと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

身延町との協議のなかで、どちらがどう負担するか決めていくことになる、ということよろしいですね。（2）最後の質問になりますが、身延鰍沢線第2

便および第7便は、富士川町内の身延高校へ通学する生徒たちの通学バスとしての利用度が高く、25名、増穂中卒業生24人、鰍沢中卒業生が4名の身延高校生全員が第2便バスを利用しています。身延町営バスは、高校生以下は、無料であり、身延高校の駐車場まで乗り入れているため利用度が高いのだと思います。現在、第2便は、7時21分に鰍沢営業所を出発しています。第7便は19時40分に身延高校を出発し、20時39分に鰍沢営業所に到着しています。増穂中学卒業生の身延高校生との更なる利便性を考えると現在、発着地が鰍沢営業所となっていますが、富士川町役場付近まで路線延長を要請できないかを伺います。

○議長（堀内春美）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまの質問にお答えいたします。身延駅行きの最初の便となる、第2便および身延から鰍沢営業所までの最終便となる、第7便につきましては、身延高校生の通学手段として、活用されていることを承知しております。現在、当該の便は、鰍沢営業所を発着地として運行されており、生徒の保護者が鰍沢営業所まで送迎を行い乗降しているため、路線延長が行われれば、送迎の負担軽減につながると考えております。こうしたことから、身延町営バスの中部地区への停留所設置と合わせて、路線の延長につきましても、身延町と協議して参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ちなみに、身延町内の高校生、市川高校へ通っている女子生徒が一人います。この生徒は、毎回200円払って乗っている訳です。富士川町バスは中学生以上が200円ということで、これもなんとかしてあげたいなというふうに個人的には思いましたが、路線延長の再質問お願いします。路線延長のハードルは、高いと私は思っています。身延町営バスに何回か乗車し、現状を調査したり通学生たちから話も聞いています。もし、身延側でこれは決定していることだと思うので、延長がもし無理だということであるならば、この7時21分のバスに合わせて保護者たちが次々に自家用車で生徒たちを送ってきている現状があります。朝の通勤時間帯であり、県道韮崎鰍沢線、旧国道52号の渋滞に繋がることもあり危険性もあります。送り迎えする保護者たちもたいへんだと思います。ちなみに帰りについては、16時16分に身延高校を出る第5便バスを利用する生徒たちもいます。第5便は、富士川病院まで乗り入れているので、富士川病院に迎えに来てもらうか、歩いて帰るかするようです。部活動をして

いる生徒たちは7便を利用しています。5便と7便の間が2時間30分以上もあるので、JR身延線を利用するケースもあるようです。身延町営バスの路線延長が無理だとするならば、身延町営バス第2便に連結する富士川町独自のバスを運行できないか伺います。現在、中部五開地区の子ども達を送迎するスクールバスは、7時43分に鳥屋地区を出発しています。このバスを身延高校生の通学バスとして運行すれば良いと思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまの質問にお答えいたします。教育委員会で運行しているスクールバスの導入には、補助金が活用されているため、小中学校以外の利用につきましては、目的外使用となることから、現状では、身延高校生の通学バス運行としての利用は、困難であると考えております。以上であります。

○議長（堀内春美）

途中ですが、議長から申し上げます。富士川町議会会議規則第9条第2項の規定により、この会議は時間を延長します。

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

ちょっと長引いてしまって申し訳ありません。生徒たちや保護者から話を聞くとバスが連結できないのであれば、駐輪場があれば自転車で鰍沢営業所まで来たいという声もありました。路線延長や通学バスの運行が無理なら、公営の駐輪場等を設置できないか伺います。

○議長（堀内春美）

防災交通課長 大久保公生君。

○防災交通課長（大久保公生君）

ただいまの質問にお答えいたします。鰍沢営業所付近への駐輪場設置につきましては、設置できる土地や、設置にかかる経費を含め、今後、検討して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（堀内春美）

望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

検討していただくということですが、しっかりとした駐輪場でなくても、生徒たちが自由における駐車スペース、例えば、旧庁舎の駐車場が広く空いていますが、ちょっと距離は離れていますが、ああいうところに駐車スペースを作って、駐輪スペースを作って、自由にそこが使えるようにしたら良いと思いますので、その辺もぜひ検討しながら進めていただきたいとそんなふうに思います。以上で

私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美）

以上で、通告８番、７番、望月眞君の一般質問を終わります。